

江府町告示第 50 号

江府町妊婦のための支援給付金交付要綱をここに公布する。

令和 7 年 7 月 1 日

江府町長 白石 祐 治

令和 7 年 7 月 1 日  
江府町告示第 5 0 号

### 江府町妊婦のための支援給付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊娠の届出や出産の届出を行った妊(産)婦に対し、妊娠期から切れ目のない支援を行う目的の一環として、経済的負担の軽減を図るための妊婦支援給付金(以下「給付金」という。)の支給に関し、必要な事項を定める。

(給付金の支給)

第2条 給付金の支給対象者及び支給内容等は、別表 1 に定める妊婦給付金(1 回目)に関することと別表 2 に定める妊婦給付認定(2 回目)に関することのおりとする。

別表 1 妊婦給付金(1 回目)について

	妊婦給付金(1 回目)
支給対象者	妊婦給付金(1 回目)は、以下のアからウまでに掲げる者のうち申請時点で町内に住所を有する者に対し支給する。 ア 令和 7 年 4 月 1 日(以下「事業開始日」という。)以降に妊娠の届出をした妊婦(産科医療機関を受診し、医師による胎児心拍の確認がおこなわれ、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。) イ 令和 6 年度中に妊娠の届出をした妊婦であり、「出産・子育て応援交付金」が未申請かつ出産応援ギフトの支給を受けていない妊婦。 ウ 妊娠届出前に流産・死産・人工妊娠中絶をした妊婦。
支給内容	支給対象者の妊娠 1 回につき、50 千円の現金を給付する。
申請時期	妊婦支援給付金(1 回目)の支給を受けようとする者(以下、「申請予定者」という。)は、別紙様式第 1 号の妊婦給付認定申請書により原則妊娠中に申請を行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請予定者が妊娠中に支給の申請を行うことができなかつた場合は、受診により妊娠が確定した日、又は妊娠が継続できず流産した場合は、当該流産等が医療機関において確認された日(以下、「起算日」という。)より 2 年を経過する日まで支給の申請を行うことができる。

支給方法	<p>申請予定者は、妊娠の届出をし、妊娠の届出時等のアンケートを提出し、面談を受けた後、他の市町村で妊婦支援給付金(1回目)の支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報の確認、共有をすることに同意を経た上で、支給申請を行う。</p> <p>流産・死産又は人工妊娠中絶等をした申請予定者については、妊娠届出時等のアンケートの提出をすることなく、支給の申請を行うことができる。面談及び関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意は不要とする。ただし、妊娠の届出をせずに流産・死産又は人工妊娠中絶等をした申請予定者については、医療機関の受診や医師による胎児心拍が確認できていた証明書等の事実確認ができた上で支給申請を行う。</p>
	<p>町は申請予定者から支給の申請を受けた場合、審査の上、当該者に対して給付金の支給を行う。</p>
	<p>町は給付の審査を行うに当たって、必要に応じて、産科医療機関等に妊娠の事実を確認すること等により、当該者が支給対象者に該当するか確認を行う。</p>
	<p>支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。</p>

別表2 妊婦支援給付(2回目)に関すること

	妊婦支援給付(2回目)
支給対象者	<p>妊婦支援給付(2回目)は、以下のア、イに掲げる対象妊産婦(2回目の妊婦給付金の支給相当額の算定の基礎となる胎児を妊娠・出産した妊産婦をいう。)であって、申請時点で町に住所を有する者に対して支給する。</p>
	<p>ア 事業開始日(令和7年4月1日)以降に出産した、町内に住所を有する妊産婦。 イ 流産・死産・人工妊娠中絶をした申請予定者であり、医療機関においてその事実が確認された日以降に申請を行った者。</p>
	<p>上記規定に関わらず、次のいずれかに該当する者には、妊婦支援給付(2回目)は支給しない。</p> <p>一 児童手当法(昭和46年法律第73号)第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行うもの 二 同号に規定する障害児入所施設等の設置者 三 法人</p>
支給	<p>対象児童1人につき50千円の現金(胎児の数×50千円)を支給する。</p>

内容	
申請時期	妊婦支援給付金(2回目)の支給を受けようとする者(以下、「申請予定者」という。)は、別紙様式第3号の「胎児数の届出」による申請を、出産予定日の8週間前の日以降から原則として乳児家庭全戸訪問の実施期間である生後4ヶ月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他妊婦支援給付金(2回目)の支給を受けようとする者(以下「申請予定者」という。)の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4ヶ月までに支給の申請を行うことができなかった場合は、出産予定日の8週間前の日(以下、「起算日」という。)より2年を経過する日まで支給の申請を行うことができる。
支給方法	<p>申請予定者は、出生後のアンケートを提出し、面談を受けた後、他の市町村で同一の対象児童に係る妊婦支援給付金(2回目)の支給を受けていない旨の申告及び町の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意を経た上で、支給の申請を行う。ただし、申請前に対象胎児が死亡した申請予定者については、出生後のアンケートの提出をすることなく、支給の申請を行うことができる。面談及び関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意は不要とする。</p> <p>町は申請予定者から支給の申請を受けた場合、審査の上、当該者に対して現金の支給を行う。審査を行うに当たっては、必要に応じて、支給対象者の対象胎児数の確認をすること等により、当該者が対象者に該当するか確認を行う。</p> <p>支給に当たっては、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。</p>

(留意事項)

- 第3条 妊婦給付金(1回目・2回目)の支給対象者が町外に里帰りしている場合等で、支給対象者に対する妊娠の届出時の面談等又は出生後の面談等を里帰り先の他の市町村で実施していない場合は、里帰りを終えた後、アンケート及び面談等を実施し、支給する。里帰り先の他の市町村がアンケート及び面談等を実施した場合は、里帰りを終えた後、里帰り先の市町村からの情報をもとに再びアンケート及び面談等を実施し、支給する。どちらの場合でも、必要時里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況等を確認・依頼するものとする。
- 2 流産・死産・人工妊娠中絶の場合は申請の時期が妊娠届出前か妊娠届出後かによって手順が異なるが、妊婦支援給付金(1回目・2回目)の支給は可能であり、当該者が使用できるような内容とする配慮を行うものとする。

(不正利得の返還)

第4条 町長は、偽りその他不正の手段により妊婦支援給付金(1回目・2回目)の給付を受けた者があるときは、既に給付を受けた妊婦支援給付金(1回目・2回目)の返還を求めるものとする。

(受給者の譲渡又は担保の禁止)

第5条 妊婦支援給付金(1回目・2回目)の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。